

## 特殊勤務手当支給条例改正概要

### 1 改正の趣旨

国において、令和2年3月18日付けで人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当（防疫等作業手当）の特例が新たに規定されたところである。

本町においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同様の業務が発生することに対応するため、伝染病防疫業務作業従事職員に対する特殊勤務手当の特例を措置するとともに、通常の業務に加え、新たに危険性が明らかになった業務を追加するものである。なお、同手当については、政令により施行日から起算して1年を経過する日までの期間とされていることから、特例的なものとして位置付ける。

### 2 改正の内容

区 分	内 容
通 常	<p><b>1 支給対象業務</b> 感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症菌の付着、若しくは付着の危険のある物件の処理</p> <p><b>2 支給額</b> 1日あたり500円</p>
特 例	<p><b>1 支給対象業務</b> (1) 作業場所 ・新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者を収容する病院及び宿泊施設の内部 ・上記に準ずる場所 (2) 作業内容 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するために緊急に行われた措置に係る業務であって、心身に著しい負担を与えるもの</p> <p><b>2 支給対象職員</b> 新型コロナウイルス感染症に係る作業に従事する職員</p> <p><b>3 支給額</b> 1日あたり3,000円 ※以下の作業は1日あたり4,000円 ○新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触する作業 ○新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業</p>

※予算対応は当面、既定経費で対応するもの

### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。